保安林指定施業要件変更予定告示附属明細書

（令和８年 10 月 30 日付け兵庫県告示第 1097 号附属）

１(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市波賀町谷字上ヱ山220の５から220の14まで、220の16から220の18まで、220の38、220の41、220の43、220の47から220の49まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ヱ山 220 の５・220 の６（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

(ｲ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ｳ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｴ) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が 10 分の８以上の箇所とする。

イ　立木の伐採の限度

(ｱ) 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、揖保川地域森林計画区揖保川区域の土砂の流出の防備のために指定された保安林（当該保安林が２以上あるときはその集団。以下(ｱ)において同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が２以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第 34 条第１項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

揖保川区域とは、次の地域をいう。

姫路市（旧宍粟郡安富町の区域に限る。）、たつの市、宍粟市（旧宍粟郡千種町の区域を除く。）、揖保郡太子町

(ｲ) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当たりの面積の限度は、10 ヘクタールとする。

(ｳ) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が 10 分の３を超えるときは、10 分の３とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合を乗じた材積とする。

字上ヱ山 220 の 14・220 の 17（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）　所在の

森林　100 分の 30

(ｴ) ウに定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が 10 分の４を超えるときは、10 分の４とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合（ウに定める森林につきその割合が次の算式により算式された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

字上ヱ山 220 の５から 220 の 13 まで、220 の 16、220 の 18、220 の 38、220 の 41、220 の 43、220 の 47 から 220 の 49 まで、220 の 14・220 の 17（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）　所在の森林　100 分の 40

$$\frac{Vo-Vs\times\frac{7}{10}}{Vo}$$

Ｖｏは、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

Ｖｓは、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

(ｵ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の８を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の８までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

ウ　植栽

(ｱ) 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、１ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、森林法第 34 条第２項の許可（以下「当該許可」という。）がなされた場合において、当該許可がなされた区域内において、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字上ヱ山 220 の５から 220 の 13 まで、220 の 16、220 の 18、220 の 38、220 の 41、220 の 43、220 の 47 から 220 の 49 まで、220 の 14・220 の 17（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）　所在の森林

スギ（1,800 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

(ｲ) 択伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以

上の苗を、おおむね、１ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる割合を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、当該許可がなされた場合において、当該許可がなされた区域内においては、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字上ヱ山 220 の５から 220 の 13 まで、220 の 16、220 の 18、220 の 38、220 の 41、220 の 43、220 の 47 から 220 の 49 まで、220 の 14・220 の 17（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）　所在の森林

スギ（1,800 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

２(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市波賀町谷字溝野山806の10

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字溝野山 806 の 10（次の図に示す部分に限る。）

(ｲ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ｳ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｴ) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が 10 分の８以上の箇所とする。

イ　立木の伐採の限度

(ｱ) 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、揖保川地域森林計画区揖保川区域の土砂の流出の防備のために指定された保安林（当該保安林が２以上あるときはその集団。以下(ｱ)において同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が２以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第 34 条第１項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

揖保川区域とは、次の地域をいう。

姫路市（旧宍粟郡安富町の区域に限る。）、たつの市、宍粟市（旧宍粟郡千種町の区域を除く。）、揖保郡太子町

(ｲ) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当たりの面積の限度は、10 ヘクタールとする。

(ｳ) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が 10 分の３を超えるときは、10 分の３とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合を乗じた材積とする。

字溝野山 806 の 10（次の図に示す部分に限る。）　所在の森林　100 分の 30

(ｴ) ウに定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が 10 分の４を超えるときは、10 分の４とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合（ウに定める森林につきその割合が次の算式により算式された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

字溝野山 806 の 10（次の図に示す部分に限る。）　所在の森林　100 分の 40

$$\frac{Vo - Vs \times \frac{7}{10}}{Vo}$$

Ｖｏは、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

Ｖｓは、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

(ｵ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の８を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の８までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

ウ　植栽

(ｱ) 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、１ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、森林法第 34 条第２項の許可（以下「当該許可」という。）がなされた場合において、当該許可がなされた区域内において、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字溝野山 806 の 10（次の図に示す部分に限る。）　所在の森林

スギ（1,800 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が

行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

(ｲ) 択伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、１ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる割合を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、当該許可がなされた場合において、当該許可がなされた区域内においては、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り､植栽することを要しないものとする。

字溝野山 806 の 10（次の図に示す部分に限る。）　所在の森林

スギ（1,800 本)、ヒノキ（2,200 本)、マツ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町安積字大林1211の19

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大林 1211 の 19

(ｲ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が 10 分の８以上の箇所とする。

イ　立木の伐採の限度

(ｱ) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が 10 分の３を超えるときは、10 分の３とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合を乗じた材積とする。

字大林 1211 の 19　所在の森林　100 分の 30

(ｲ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の８を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の８までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字川永171の２、字ウト山172の２

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字川永 171 の２・字ウト山 172 の２（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

(ｲ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ｳ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｴ) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が 10 分の８以上の箇所とする。

イ　立木の伐採の限度

(ｱ) 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、揖保川地域森林計画区揖保川区域の土砂の流出の防備のために指定された保安林（当該保安林が２以上あるときはその集団。以下(ｱ)において同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が２以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第 34 条第１項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

揖保川区域とは、次の地域をいう。

姫路市（旧宍粟郡安富町の区域に限る。）、たつの市、宍粟市（旧宍粟郡千種町の区域を除く。）、揖保郡太子町

(ｲ) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当たりの面積の限度は、10 ヘクタールとする。

(ｳ) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が 10 分の３を超えるときは、10 分の３とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合を乗じた材積とする。

字川永 171 の２・字ウト山 172 の２（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）　所在の森林　100 分の 30

(ｴ) ウに定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た

割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が 10 分の４を超えるときは、10 分の４とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合（ウに定める森林につきその割合が次の算式により算式された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

字川永 171 の２・字ウト山 172 の２（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）　所在の森林　100 分の 40

$$\frac{Vo-Vs\times\frac{7}{10}}{Vo}$$

Ｖｏは、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

Ｖｓは、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

(ｵ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の８を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の８までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

ウ　植栽

(ｱ) 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、１ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、森林法第 34 条第２項の許可（以下「当該許可」という。）がなされた場合において、当該許可がなされた区域内において、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字川永 171 の２・字ウト山 172 の２（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）　所在の森林

スギ（1,800 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

(ｲ) 択伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、１ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる割合を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、当該許可がなされた場合において、当該許可がなされた区域内においては、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字川永 171 の２・字ウト山 172 の２（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）　所

在の森林

スギ（1,800 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町安積字大林1211の５、字上ミ曲里1242、字アシ谷1398の12から1398の16まで、1398の20、1398の21

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ミ曲里 1242、字アシ谷 1398 の 12 から 1398 の 14 まで

(ｲ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ｳ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｴ) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が 10 分の８以上の箇所とする。

イ　立木の伐採の限度

(ｱ) 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、揖保川地域森林計画区揖保川区域の土砂の流出の防備のために指定された保安林（当該保安林が２以上あるときはその集団。以下(ｱ)において同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が２以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第 34 条第１項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

揖保川区域とは、次の地域をいう。

姫路市（旧宍粟郡安富町の区域に限る。）、たつの市、宍粟市（旧宍粟郡千種町の区域を除く。）、揖保郡太子町

(ｲ) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当たりの面積の限度は、10 ヘクタールとする。

(ｳ) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が 10 分の３を超えるときは、10 分の３とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合を乗じた材積とする。

字大林 1211 の５（次の図に示す部分に限る。）、字上ミ曲里 1242、字アシ谷 1398 の 12 から 1398 の 14 まで、1398 の 15・1398 の 16・1398 の 21（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）　所在の森林　100 分の 30

(ｴ) ウに定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が 10 分の４を超えるときは、10 分の４とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合（ウに定める森林につきその割合が次の算式により算式された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

字大林 1211 の５（次の図に示す部分に限る。）、字アシ谷 1398 の 15・1398 の 16・1398 の 21（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、1398 の 20　所在の森林　100 分の 40

$$\frac{Vo - Vs \times \frac{7}{10}}{Vo}$$

Ｖｏは、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

Ｖｓは、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

(ｵ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の８を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の８までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

ウ　植栽

(ｱ) 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、１ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、森林法第 34 条第２項の許可（以下「当該許可」という。）がなされた場合において、当該許可がなされた区域内において、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字大林 1211 の５（次の図に示す部分に限る。）、字アシ谷 1398 の 15・1398 の 16・1398 の 21（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、1398 の 20　所在の森林

スギ（2,100 本）、ヒノキ（2,700 本）、マツ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

(ｲ) 択伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年

度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、１ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる割合を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、当該許可がなされた場合において、当該許可がなされた区域内においては、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字大林 1211 の５（次の図に示す部分に限る。）、字アシ谷 1398 の 15・1398 の 16・1398 の 21（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、1398 の 20　所在の森林

スギ（2,100 本）、ヒノキ（2,700 本）、マツ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

（「次の図」は、指定施業要件変更調査地図のとおり。）

台帳：3884

保安林指定施業要件変更調査地図

森林の所在場所：兵庫県宍粟市波賀町谷字上ヱ山220-5ほか18筆

縮尺：1/2500

字東山
540-36山

540-10山

字上ヱ山
220-16保

字上ヱ山
220-44山

保
220-38

保
220-17

字上ヱ山
220-51山

220-12保

字東山
540-4山

220-14保

220-13保

保
220-11

220-48保

保
220-10

字大畑山
201-23山

220-18保

保
220-49

字上ヱ山
220-19山

保
220-8

保
220-9

201-220山

220-47保

220-39雑

220-41
保

220-7保

201-29山

201-197道

220-22山

220-43保

220-5保

220-40雑

字上ヱ山
220-6保

201-104雑

220-2山

字大畑山
201-30山

220-37原

字木戸口
205-3原

220-34原

字上ヱ山
220-1山

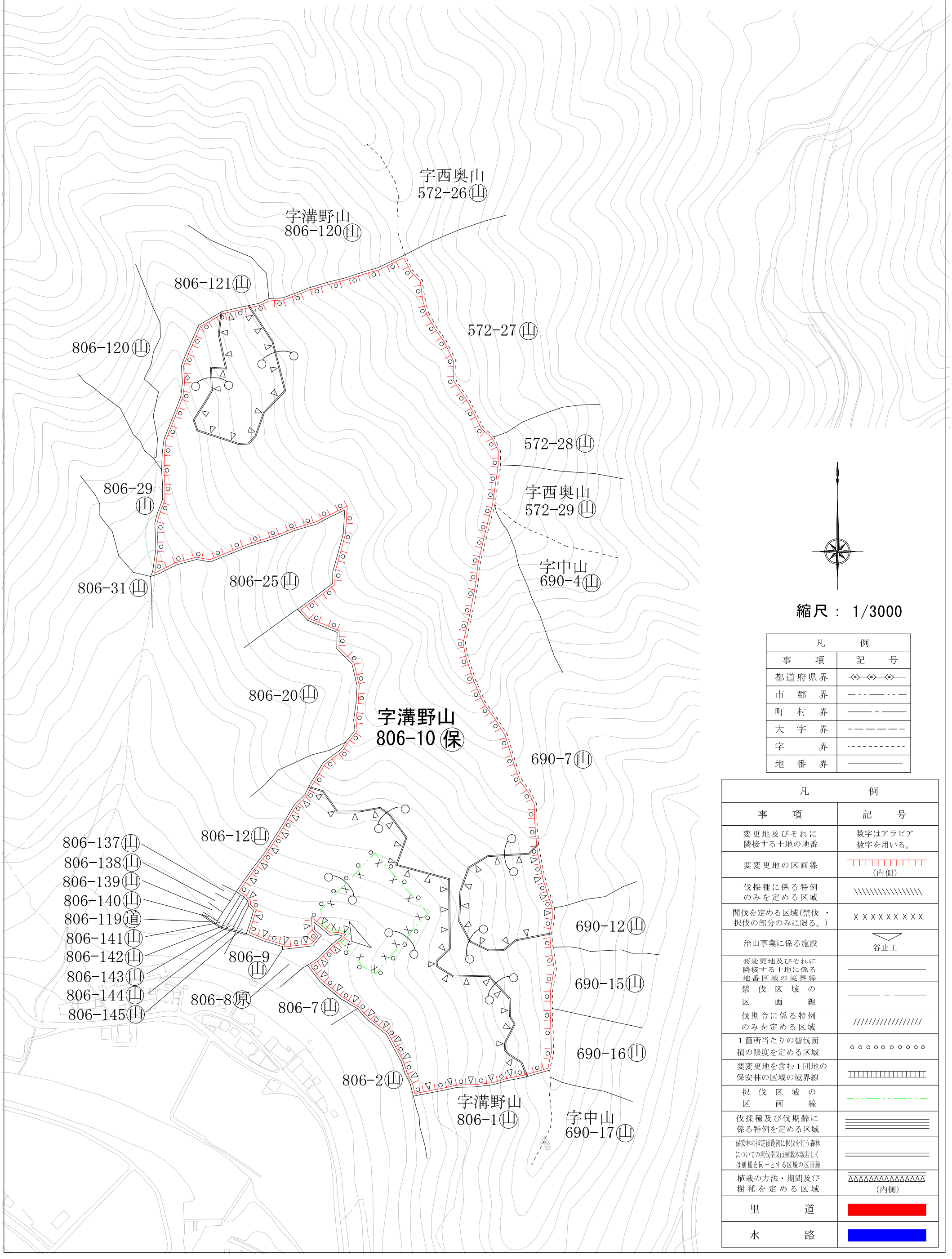
凡例	
事項	記号
都道府県界	
市郡界	
町村界	
大字界	
字界	
地番界	

凡例	
事項	記号
変更地及びそれに隣接する土地の地番	数字はアラビア数字を用いる。
要変更地の区画線	（内側）
伐採種に係る特例のみを定める区域	
間伐を定める区域（禁伐・択伐の部分のみに限る。）	XXXXXXXXX
治山事業に係る施設	谷止工
要変更地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	
禁伐区域の区画線	
伐期令に係る特例のみを定める区域	
1箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域	
要変更地を含む1団地の保安林の区域の境界線	
択伐区域の区画線	
伐採種及び伐期齢に係る特例を定める区域	
保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率又は植栽本数若しくは樹種を同一とする区域の区画線	
植栽の方法・期間及び樹種を定める区域	（内側）
里道	
水路	

台帳：3872

保安林指定施業要件変更調査地図

森林の所在場所：兵庫県宍粟市波賀町谷字溝野山806-10



縮尺： 1/3000

凡例	
事項	記号
都道府県界	
市郡界	
町村界	
大字界	
字界	
地番界	

凡例	
事項	記号
変更地及びそれに隣接する土地の地番	数字はアラビア数字を用いる。
要変更地の区画線	（内側）
伐採種に係る特例のみを定める区域	
間伐を定める区域（禁伐・択伐の部分のみに限る。）	X X X X X X X X X
治山事業に係る施設	谷止工
要変更地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	
禁伐区域の区画線	
伐期令に係る特例のみを定める区域	
1箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域	
要変更地を含む1団地の保安林の区域の境界線	
択伐区域の区画線	
伐採種及び伐期齢に係る特例を定める区域	
保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率又は植栽本数若しくは樹種を同一とする区域の区画線	
植栽の方法・期間及び樹種を定める区域	（内側）
里道	
水路	

台帳：2926

保安林指定施業要件変更調査地図

森林の所在場所：兵庫県宍粟市一宮町安積字大林1211-19



縮尺：1/500

凡例	
事項	記号
都道府県界	
市郡界	
町村界	
大字界	
字界	
地番界	

凡例	
事項	記号
変更地及びそれに隣接する土地の地番	数字はアラビア数字を用いる。
要変更地の区画線	(内側)
伐採種に係る特例のみを定める区域	
間伐を定める区域(禁伐・択伐の部分のみに限る。)	X X X X X X X X
治山事業に係る施設	谷止工
要変更地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	
禁伐区域の区画線	
伐期令に係る特例のみを定める区域	
1箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域	
要変更地を含む1団地の保安林の区域の境界線	
択伐区域の区画線	
伐採種及び伐期齢に係る特例を定める区域	
保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率又は植栽本数若しくは樹種を同一とする区域の区画線	
植栽の方法・期間及び樹種を定める区域	(内側)
里道	
水路	

保安林指定施業要件変更調査地図

台帳：3893

森林の所在場所：兵庫県宍粟市一宮町深河谷字ウト山172-２ほか１字ほか１筆

縮尺： 1/1500

字上ヱ山
175-5 山

字川永
171-1 保

字ウト山
172-1 山

字川永
171-2 保

字上ヱ山
175-1 山

171-8 山

175-8
山

字ウト山
173-1 墓

172-6
山

171-9 山

字ウト山
172-3 山

字ウト山
172-2 保

166-2 畑

字川永
166-1 宅

字ウト山
172-4 山

字砂田
158-3 宅

158-1
田

159
-1
宅

159-5
宅

字砂田
159-4
宅

158-7 宅

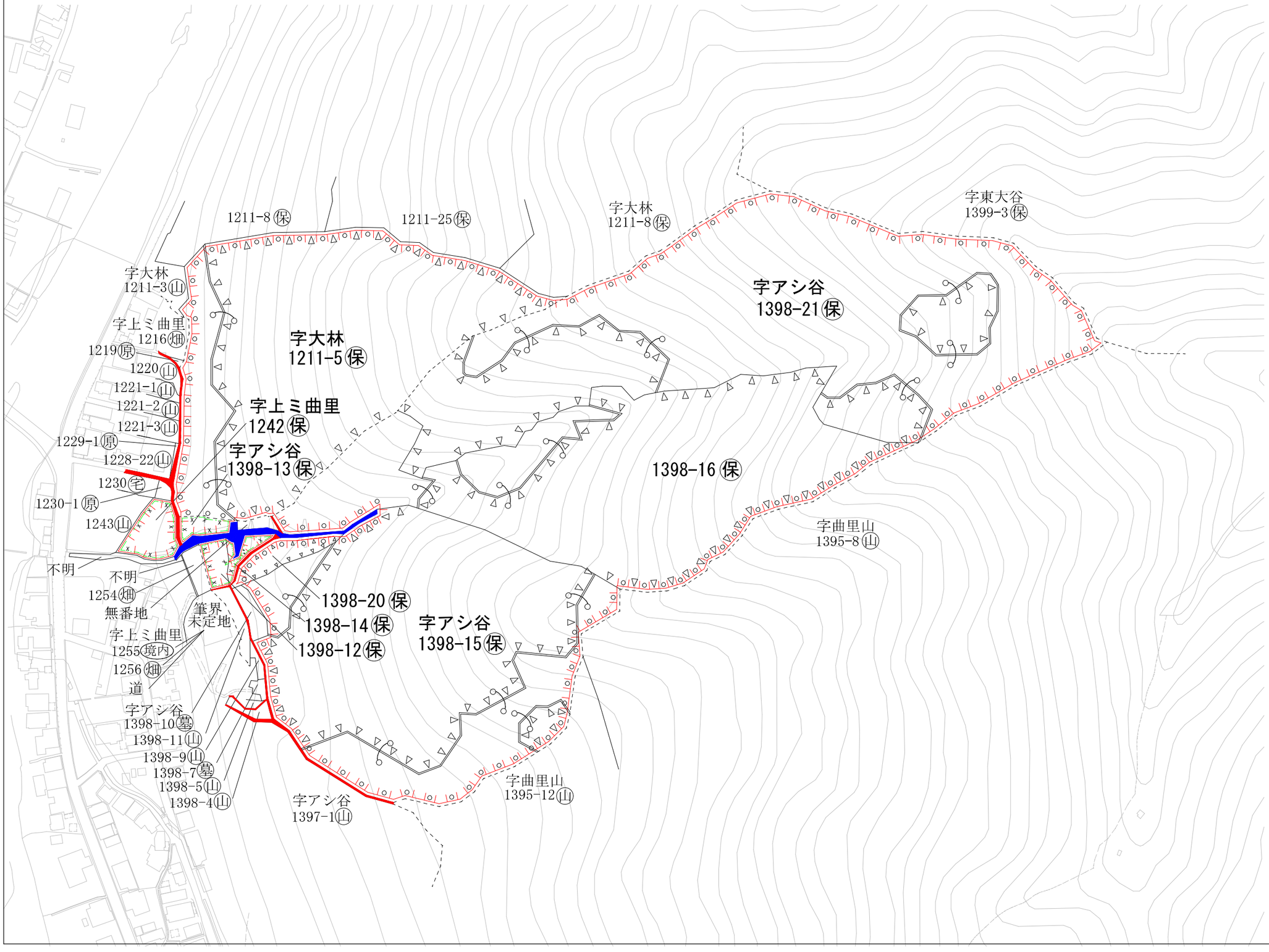
凡例	
事項	記号
都道府県界	
市郡界	
町村界	
大字界	
字界	
地番界	

凡例	
事項	記号
変更地及びそれに隣接する土地の地番	数字はアラビア数字を用いる。
要変更地の区画線	(内側)
伐採種に係る特例のみを定める区域	
間伐を定める区域(禁伐・択伐の部分のみに限る。)	X X X X X X X X X
治山事業に係る施設	谷止工
要変更地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	
禁伐区域の区画線	
伐期令に係る特例のみを定める区域	
１箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域	
要変更地を含む１団地の保安林の区域の境界線	
択伐区域の区画線	
伐採種及び伐期齢に係る特例を定める区域	
保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率又は植栽本数若しくは樹種を同一とする区域の区画線	
植栽の方法・期間及び樹種を定める区域	(内側)
里道	
水路	

台帳：3895

保安林指定施業要件変更調査地図

森林の所在場所：兵庫県宍粟市一宮町安積字大林1211-5ほか２字ほか８筆



縮尺：1/2500

凡例	
事項	記号
都道府県界	
市郡界	
町村界	
大字界	
字界	
地番界	

凡例	
事項	記号
変更地及びそれに隣接する土地の地番	数字はアラビア数字を用いる。
要変更地の区画線	（内側）
伐採種に係る特例のみを定める区域	
間伐を定める区域(禁伐・択伐の部分のみに限る。)	XXXXXXXXX
治山事業に係る施設	谷止工
要変更地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	
禁伐区域の区画線	
伐期令に係る特例のみを定める区域	
１箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域	
要変更地を含む１団地の保安林の区域の境界線	
択伐区域の区画線	
伐採種及び伐期齢に係る特例を定める区域	
保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率又は植栽本数若しくは樹種を同一とする区域の区画線	
植栽の方法・期間及び樹種を定める区域	（内側）
里道	
水路	